

転園についての注意

※ 転園が承認（決定）された場合、その承認の取り消し（利用辞退）は一切お受けできません。

- きょうだい同時申請の場合で1人のみ転園が承認（決定）された場合に、その他の児童の翌月以降の協議を転園した児童と同じ保育所等のみで希望する場合は、別途「保育所等利用申込の希望変更届」の提出をお願いします。
- 保育所等の変更（以下「転園」という。）を希望する場合は、船橋市保育所等変更申込書（添付書類含む）を各月の利用申込の締切日までに保育所等又は保育入園課にご提出ください。
- 転園を希望する場合であっても利用者を決定するに当たり、保育所等に在園されていない利用申込者と同じく、保育の必要性の高い児童から利用を承認することになります。希望保育所等の受入に余裕がない等の理由により、ご希望に沿えないことがあります。
- 希望する保育所等については必ず見学をし、説明を受けてください。特に私立保育所等は保育所によって保育目標が異なり、保育料以外に実費（園服代など）を徴収している場合があります。詳細は各保育所等にお問い合わせください。また、健康状況や食物アレルギーについて留意する点がある場合は、見学時に必ず説明をしてください。
- 利用開始当初は児童が慣れるための「ならし保育」があり、教育・保育給付認定された利用時間に関わらず、送迎の時間が早くなります。利用開始日より前にならし保育をすることはできません。
- 利用調整結果は、毎月10日頃（4月1次申請の転園は、2月中頃までに文書にて発送いたします。2回目以降の利用調整結果は、転園が承認（決定）された場合のみ文書にて発送いたします。
- 転園申込みを取りやめる場合は、早急に（利用調整会議前に）保育入園課までご連絡ください。併せて、転園申込みの取下げ書をご提出ください。

提出書類について

1. 必ず提出していただく書類（①から③の3種類）

- ①船橋市保育所等変更申込書（転園届）
- ②家族状況票・児童の健康状況調書（船橋市保育所等変更申込書添付用）……両面あり
- ③保育を必要とする事由を確認するための書類（就労証明書や主治医の意見書等）

※③については、以前に提出された書類が、就労証明書については転園希望日から1年前の月の2日以降、その他の書類については6か月前の月の2日以降に証明されたものであり、内容に変更がない場合は省略できます。

※後日、事情を伺い、新たな書類の提出を依頼することがあります。

2. 必要に応じて提出していただく書類

変更希望理由が転居（市内の住所変更）による場合

転居後、「船橋市教育・保育給付認定内容変更申請書兼教育・保育給付認定届出事項変更届」（第5、8号様式）の提出が必要です。

- 転居先住所及び転居年月日をご記入ください。転居に伴い世帯員が変更する場合は、変更後の世帯員の状況をご記入ください。
- 新たに同居する方がいらっしゃる場合は、保育を必要とする事由を確認するための書類（就労証明書等）や課税証明書の提出が必要となる場合がありますので、保育入園課へお問い合わせください。

市外へ転出する場合または市外の保育所等への転園を希望する場合

手続きが異なりますので、保育入園課へお問い合わせください。

◇ 問い合わせ先 ◇
船橋市役所 保育入園課
〒273-8501 船橋市湊町2-10-25
電話：047-436-2330

児童の健康状況調書 (船橋市保育所等変更申込書添付用) 転園用

児童氏名	男・女	生年月日	年	月	日
------	-----	------	---	---	---

下記の質問事項にお答えください。該当するもの全てを○で囲ってください。

現在の身長と体重を教えてください。	定期健診を受けていますか。 健診で指摘を受けたことがあります	(はい・いいえ) (はい・いいえ)
身長 cm: 体重 kg	↓	
予防接種を行っているのはどれですか。 ※1回でも接種したことがあるものに○を付けてください。	「はい」の場合、指摘事項を詳しくご記入ください。	
・五種混合(三種混合・ポリオ・Hib) ・BCG ・MR(麻しん・風しん) ・日本脳炎 ・肺炎球菌 ・水痘(水ぼうそう) ・B型肝炎 ・おたふく ・ロタ ・その他()		
薬の服用がありますか。	視力が気になって受診したことがありますか。	(はい・いいえ)
「はい」の場合 *薬名() *いつから飲んでいますか。(年 月から) *服用する時間帯(1日 回 / 朝・昼・夜)	聴力が気になって受診したことがありますか。	(はい・いいえ)
話しはじめはいつからですか。 《 例: ママ・ブーブーなど 》	体質・病気について	
() 才 か月頃	*よくある症状はありますか。(はい・いいえ) ・熱がしやすい ・風邪をひきやすい ・便秘症(日以上) ・下痢をしやすい ・吐きやすい ・湿疹 ・その他()	
*お話ができますか。 ・喃語(アーアー)程度 ・単語程度 ・2語文 ・会話のやりとりができる	*アレルギー体質 { ・アトピー性皮膚炎 ・ぜんそく ・薬過敏 ・その他 () }	
今まで健康・発達上のことで、 専門機関に相談や通所したことが ありますか。	*今までにかかった病気等はありませんか。(はい・いいえ) ・心臓疾患 ・中耳炎 ・脱臼 ・ヘルニア ・その他()	
*「はい」の場合、下記のどの施設ですか。 ・児童相談所 ・療育センター ・マザーズホーム ・ことばの相談室 ・子育て支援センター ・ひまわり親子教室 ・たんぼぼ親子教室 ・ひよこ教室 ・子ども発達相談センター ・保健センター ・保健師に相談 ・病院(科) ・その他()	*ひきつけやけいれんを起こしたことがありますか。 (はい・いいえ)	
*どのような相談内容ですか。	「はい」の場合 *回数(回) *時期() *原因 { ・熱(°C)が出た時に起こる ・熱が出なくても起こる ・泣いた時に起こる	
()	*入院したことがありますか。(はい・いいえ) 「はい」の場合 *病名() *入院期間(年 月 日 ~ 年 月 日)	
健康・発達面で心配なことがありましたらご記入ください。		
()		
現在利用している保育所等で食物アレルギーや宗教上の理由で対応している食材はありますか。	(はい ・ いいえ)	
「はい」の場合、その食材は何ですか。		
どのような対応をしていますか。	<input type="checkbox"/> 除去食 <input type="checkbox"/> 弁当持参 <input type="checkbox"/> その他 ()	

きょうだい同時申込みの取扱いについて

既に在園しているお子様と利用申込中(申込予定)のお子様を同時期に同じ保育所等に入園希望される場合は、保育所等変更申込書の記入できる組合せは以下のとおりとなりますのでご確認ください。

(例) 兄 : A保育園 在園
弟 : 令和8年4月 利用申込み
兄弟を同時期に同じ保育園に入園希望

● 事例① : 「兄」が通っているA保育園に、「弟」も入園希望する

	兄(A園 在園)	弟
第1希望	※転園申込み不要	A園 ※利用申込み

➡「弟」がA園に入園できる場合に、利用承認します。

申請書内のきょうだい組合せチェック欄 ⇒ チェック不要

● 事例② : 「弟」の希望できる保育園にあわせて「兄」が通っているA保育園から転園希望する

	兄(A園 在園)	弟
第1希望	B園 ※転園申込み必要	B園
第2希望	C園 ※転園申込み必要	C園

➡「兄」と「弟」が同時期に同じ保育園へ入園できる場合に限り、利用承認します。

申請書内のきょうだい組合せチェック欄 ⇒ ① 全員同時に同じ保育所等への入園のみを希望する

● 事例③ : 「兄」が通っているA保育園に「弟」も入園希望する一方で、「弟」が入園できる保育園にあわせて「兄」も同じ保育園に転園希望する

	兄(A園 在園)	弟
第1希望	A園 ※転園申込み(在籍園だが記載が)必要	A園
第2希望	B園 ※転園申込み必要	B園
第3希望	C園 ※転園申込み必要	C園

➡「兄」が在園するA園も含め、「兄」と「弟」が同時に同じ保育園へ入園できる場合に限り、利用承認します。

申請書内のきょうだい組合せチェック欄 ⇒ ① 全員同時に同じ保育所等への入園のみを希望する

※ 事例3では、きょうだいの組合せを、「全員同時に同じ保育所等への入園のみを希望する」にしてありますが、それが難しい場合に同時期であれば別々の保育所等でも入園を希望する等といったようなご希望があるときは、必ず、保育入園課にご相談ください。

上記の事例で、兄弟が逆で、兄が「新規申込み」、弟が「A保育園に在園」の場合でも、上記の事例と同様の対応となります。

問い合わせ先

船橋市役所 保育入園課
〒273-8501
船橋市湊町2丁目10-25
電話 : 047-436-2330 / FAX : 047-436-2332